日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2012. 09 25

No.12-062

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/

Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

控訴理由書トピックシリーズ（その 1）

原告団は「東京地裁での不当な判決に対し、首切り自由を許さない、また年齢基準によるベテランパイロットの解雇や病気欠勤を理由とした解雇は安全に関わる問題であり、更にはこのベテランパイロットの中には会社にモノをいう組合役員が数多く含まれるなど不当労働行為性が高い」などとして東京高裁に控訴し、控訴理由書を提出しました。

この控訴理由書の中から一部をトピック的にピックアップし、シリーズニュースとしました。

■ 控訴審（第 2 審）では控訴した原告は「控訴人」会社は「被控訴人」と表記

（表題は世話人による）

再生支援は有用な経営資源を活かすためのもの

企業再生支援機構法による支援を受けるためには、「有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている…事業者」（同法 1 条）との支援基準に該当することが必要であるが、・・・具体的には多数の従業員、関連会社、航空機等の経営資源を活かすために支援決定するのであって、企業の解体、清算を目的とするものではない。・・・

この点、原判決が「事業規模を大幅に見直し、それに応じて人員組織体制を効率化し、人員を削減する」 とすることが、更生計画の唯一の内容であるか如きに描き出しているのは、誤りである。

更生計画は事業の縮小だけでなく、事業拡大も予定していた

更生計画は、事業計画において、航空機機種数の削減や不採算路線の廃止などを掲げる一方で、営業利益の計上という事業計画の目的にかなう羽田空港の発着枠拡大やＬＣＣ設立といった収益性の見込める分野、路線に関しては事業拡大の方針を打ち出している。

・・・したがって、本件更生計画が、人員削減の前提となる事業規模の縮小だけでなく、その拡大も予定しているため、事業規模の縮小に伴う人員削減は柔軟な位置付けとなっている。

判決は、縮小による人員削減を
絶対的な目的であるように位置付けている

原判決は、このような相対的位置付けにある中の一つの施策である「事業の縮小」「機材の削減」と、この施策から派生した人員の削減を、あたかもそれ自体が本件更生計画における絶対的な目的であるように位置付けているという誤った理解をしている。

原判決は、・・・人員削減以外にも複数の施策が掲げられて、その総合的実施により営業利益を確保することが予定されていることを度外視して、事業計画中の「事業規模に応じた人員体制」だけを事業計画の他の施策や本件更生計画中の諸計画と切り離して一面的に強調している。

更生計画が「解雇」による人員削減を要請していたという
誤った理解

原判決のいう「事業規模に応じた人員体制」・・・は・・・必ずしも解雇による人員削減を要請しているものでもない。
・・・更生計画が解雇による人員削減を要請していたという誤った理解をして、本件解雇の必要性を肯定している。これは看過しがたい過誤といわざるをえない。

以上のとおり、原判決には、・・・「解雇」による人員削減を無条件に肯定するものであるかのような理解をするという決定的な誤りがあり、その結果、次項のとおり、整理解雇による人員削減の必要性の有無にあたっても、さらに誤った判断を積み重ねられることとなった。